

# 精神疾患を有する救急患者に対応する 病院への補助事業を拡充しました！！

- 救急医療現場において精神疾患を有する患者の対応が大きな課題となっています。
- 精神・身体の両方の治療を行う受け入れ救急医療機関を強化するために、厚生労働省は平成22年度から、精神科救急医療体制整備事業を拡充しました。

## 拡充のポイント

- 救急救命センターなどの救急医療機関において、精神・身体の治療を必要とする患者の入院治療に備えるための空床確保料などの補助が受けやすくなりました。
- 地域の搬送ルールに基づいて、精神・身体合併症患者を積極的に受け入れる救急医療機関に対する、当直謝金などの補助を創設しました。
- 精神・身体合併症患者を後方搬送するための補助が受けやすくなりました。

## ※精神科救急医療体制整備事業とは

- ・都道府県が、精神医療相談、精神科救急情報センター、搬送体制、精神科救急医療、身体合併症救急医療等を地域特性に合わせて確保するための事業です。
- ・都道府県が実施主体となり、国が1/2を補助するもので、平成22年度は約23億円を予算計上しております。

**※都道府県での実施状況については、都道府県の精神保健福祉担当課にお問い合わせ下さい。**

詳細につきましては下記の連絡先にお問い合わせ下さい  
事業に関する説明や資料の提供をさせていただきます



厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課 精神科救急医療担当  
課長補佐 寺谷 03-5253-1111 (内線3067)  
teratani-toshiyasu@mhlw.go.jp